

三朝温泉活用健康プロジェクトに係る補助業務委託プロポーザル審査要領

三朝温泉活用健康プロジェクトに係る補助業務の実施に当たり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画提案書の審査を下記のとおり実施する。

記

1 審査委員会の設置

- (1) 審査委員会には7名以内の委員を置く。
- (2) 委員は当該業務について熟知している町職員、関係する団体等の職員又は有識者を充てることとするが、当該プロポーザルの応募が予想される事業者の関係者については、委員に任命しない。
- (3) 審査委員会の委員長は三朝町副町長とし、委員は町長が任命する。
- (4) 委員の任命期間は、任命の日から当該年度最終日までとする。
- (5) 委員（町職員を除く。）が審査委員会に出席し、職務に従事したときは、1回当たり3,000円を謝金として支給する。
- (6) 委員が審査委員会に出席するため所在地から会場までの移動を要した場合には、旅費を支給する。

2 審査の進め方

本プロポーザル参加者から提出された企画提案書により、委員が4の評価項目の評価視点に基づき審査を行う。

3 最優秀提案者の選定方法

- (1) 各委員の評価点を集計し、その合計点数の高い得点を得た者から順位付けする。
- (2) 最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。
- (3) 審査の結果、同点の場合は委員の合議によって最優秀提案者を選定する。

4 評価項目及び配点（100点満点）

各委員は、評価項目の評価視点に基づき5段階で評価を行い、その評価点にそれぞれ係数を乗じたものの合計点（100点満点）をその提案者の得点とする。

評価項目		評価視点	係数	配点
性能点	業務遂行能力	過去に同様業務の受注実績があるか。	× 3	1 5
		人員の配置は十分な体制となっているか。	× 3	1 5
	内容の具体性	提案に独自性があるか。	× 3	1 5
		プロジェクトの全体設計の妥当性はあるか。	× 4	2 0
		健康プログラムの設計支援における専門性と実効性はあるか。	× 3	1 5
		外部関係団体の連携支援の有効性はあるか。	× 3	1 5
	小計			
価格点	見積価格	(1 - 提案価格 / 予定価格) × 100 ※価格点は、5点を上限とする。	× 1	5
	小計			
合計				100

※評価基準は以下のとおりとし、絶対評価により評価する。

評価基準	非常に優れている	優れている	標準的である	劣っている	非常に劣っている
		5点	4点	3点	2点